



平成28年4月
改訂 令和3年6月
改訂 令和6年3月

荒川区立汐入小学校 学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

【いじめ防止に関わる基本的な考え方】

本校は、人権尊重の理念に基づき、校内外におけるいじめの防止等に取り組みます。

- いじめは、どの学校でも起こり得る問題、全ての子供たちに関わる問題と十分認識して、家庭、地域及び教育委員会をはじめとする関係機関と連携していじめの防止等を推進します。
- いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。
- 子供たちに、いじめは絶対に許されない行為であることなど、いじめ問題を自らの問題であると受け止めるよう指導していきます。
- 教育活動全体を通して、子供たちの健全育成を図るとともに、教育相談機能を充実させ、豊かな人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現します。

1 いじめの未然防止に関する取組

(1)学校としての体制

- ①いじめに関する校内研修会を**学期に1回以上、年間3回以上**設定し、教職員の指導力の向上及び組織的対応の充実を図る。
- ②毎週木曜日に行う生活指導夕会等を活用し、日頃から教職員間の情報交換を密にする。
- ③担任による個人面談やスクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図り、児童及び保護者が相談しやすい雰囲気や体制をつくる。
- ④保護者会、学校だより、ホームページ等による啓発や道徳授業地区公開講座、青少年育成南千住地区委員会との連携等により、家庭や地域との協力、連携を密にする。

(2)児童に対する指導

- ①年度当初に、学級指導等を活用して、「いじめ防止対策推進法 第4条(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。」ということを見童に明確に示し、学校全体でいじめを許さないという雰囲気づくりを行う。
- ②思いやりや自尊感情、規範意識を育み、児童が意欲的に授業や行事に参加、活躍できるような授業づ

くりや集団づくりを行うとともに、様々な人との関わりの中で豊かな人間関係を築く。

- ③道徳教育や人権教育の全体計画、年間指導計画に基づいて、いじめに関する内容を指導し、人権意識を育成する。

2 いじめの早期発見に関する取組

(1)第1段階「観察」

- ①いじめは、人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識に立った上で、日常的に意図的な観察を行う。
- ②下記のような観点で観察し、些細なことであっても、気になる事項があった場合は、確実に生活指導主任に報告する。
- ③生活指導主任は、管理職と相談の上、必要に応じて、第3段階「調査」を実施する。

観点例	
本人の様子	<ul style="list-style-type: none">・今までより遅刻や早退、欠席が増えていないか。・いつもより元気がなくなっていないか。・用もなく職員室に來たり、特別教室や階段などにいることが増えたりしていないか。・一人遅れて教室に入ってくるが増えているか。・何となく話をしたいような素振りを見せることが増えているか。・最近、授業や活動に集中できなくなっていないか。・ものが隠されたり、壊されたりしていないか。
他の児童の様子	<ul style="list-style-type: none">・さりげなく机を離す、配布物を回す時に不自然な渡し方をする、給食の配膳時にいつも後回しにするなどの様子はないか。・相手がいやがるような名前呼び方や変なあだ名で呼んでいないか。・グループ作りなどで仲間はずれにしたり、役割の不自然な集中があったりしていないか。・特定の子に対して、必要以上にはやし立てたり、近付いていくと避けたりしていないか。・何かトラブルがあると、いつも特定の子のせいにされることはないか。・特定の子に対して発言しても支持せず、不自然な雰囲気になることはないか。
インターネット、オンラインゲーム関係	<ul style="list-style-type: none">・スマートフォン、パソコンなどインターネットを通じて行われるメールやSNS、などでトラブルが起きていないか。・スマートフォンやゲーム機などで行うオンラインゲームなどで、ゲームのグループに入れなかったり、アイテム等のプレゼントを強要したりするなどのトラブルは起きていないか。

(2)第2段階「アンケート」

- ①いじめに関する質問を含んだ「学校生活アンケート」を、東京都教育委員会が実施する年3回(6・11・2月)の「ふれあい月間」にあわせて実施する。その際、たとえ、「互いの非によるトラブル」であっても、この段階では、児童が書いた内容は、決して修正させない。
- ②担任は、アンケートに「いじめ」があったと記入された案件について、記入した児童に確認し、「互いの非によるトラブル」「勘違い」「いじめと思われる」等、精査し、記録する。その結果は、生活指導部会が集約し、職員会議等で共有する。また、個々が記入したアンケートは、次年度、1年間保管する。
- ③「いじめと思われる」案件、いじめと断定できないが気になる案件があった場合は、第3段階「調査」を

実施する。

(3)第3段階「調査」

- ①第1段階「観察」や第2段階「アンケート」により、気になる様子が見られた場合には、当該児童に関する追跡調査を実施する。
- ②まずは、担任、学年主任、生活指導主任、またはスクールカウンセラー等が、困っていることがないか個別面談を実施する。
- ③本人が、いじめ、またはいじめが疑われるような行為があったことを訴えた場合は、「3 いじめの早期対応に関する取組」を実施する。すでに解決した場合は、その旨を記録する。
- ④特に本人から訴えがなかった場合も、必要に応じて、生活面、学習面、その他行動面について、1週間程度、授業時間、休み時間、給食時間など様子を記録する。

(4)その他

- 東京都教育委員会による「いじめ総合対策」に基づき、5年生児童に対して、スクールカウンセラーによる「全員面接」を実施する。
- 東京都教育委員会、荒川区教育委員会、その他の団体等によるいじめ相談電話、相談メール等の案内を、児童に周知する。

3 いじめの迅速で確実な対応に関する取組

(1) いじめの認知

- 教職員による発見（「観察」「アンケート」「調査」）
- 本人の訴え
- 他からの情報提供（友達、保護者、地域等）

(2)生活指導部による組織的対応

- いじめ、またはいじめが疑われるような事案を認知した場合、以下のように対応する。
 - ①担任は、その日のうちに生活指導主任に報告するとともに、情報を整理する。（この段階では、安易に関係児童の聞き取りを行わない。）
 - ②生活指導主任は、管理職に報告するとともに、本人や保護者、関係児童への聞き取りを行うかどうかを判断し、担任に指示する。
 - ③管理職は、情報を総合的に判断し、いじめ、またはいじめが疑われる案件が進行している場合には、「いじめ防止対策委員会」を開催する。
 - ④認知した案件は、荒川区「いじめに関する児童生徒の記録(個票)」を作成し、教育委員会に報告するとともに、解決後も経過観察を行う。

(3) いじめ防止対策委員会の開催

- 構成 校長、副校長、担任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、専科主任、（状況に応じてスクールカウンセラー、心理専門相談員）

○いじめ防止対策委員会による対応

- ①情報を整理し、事実確認を行う。
- ②まず、第一に被害児童の安全、安心を確保するための具体的な対応を検討する。
- ③関係児童に対する指導、学級全体に対する指導について検討する。
- ④被害児童保護者、関係児童保護者への対応について検討する。
- ⑤それぞれの具体的な対応は、全校体制で行う。
- ⑥1週間以上たっても成果が見られないときは、再度協議を行い、新たな対応を検討する。
- ⑦一定の成果が見られた場合も、継続して観察していく。
(本人への個別面談や保護者との情報共有、生活指導夕会での教職員の共通理解など)